

○大竹市郵便入札実施要綱

平成23年3月17日

告示第31号

改正 平成29年10月30日告示第152号

平成30年2月20日告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、書留郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施について、大竹市競争入札執行規程（平成12年9月1日制定）（以下「入札執行規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 郵便入札は、市が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務に係る一般競争入札及び指名競争入札において実施することができる。

(郵便入札による旨の公告等)

第3条 郵便入札を実施しようとするときは、一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては入札指名通知書にその旨を記載するものとする。

(入札書等の提出方法)

第4条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び工事費（業務費）内訳書（以下「入札書等」という。）を次に掲げる方法により郵送又は持参により提出しなければならない。

- (1) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。ただし、持参するものについては、外封筒を省略することができる。
- (2) 入札書等は内封筒に入れ、封かんのうえ、内封筒の表面に「入札書及び工事費（業務費）内訳書在中」と朱書するとともに、工事名又は業務名、工事場所又は業務場所、開札日及び入札参加者の商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名。以下同じ。）を記載すること。
- (3) 外封筒には、内封筒並びに担当者の氏名及び連絡先を記載した用紙（様式は任意）を入れ、封筒の表面に「何何工事（業務）入札書等在中」と朱書するとともに、入札参加者の商号又は名称がわかるようにすること。

2 入札書等は、市が指定する郵便局への留め置きによる一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は監理課への持参のいずれかの方法により、公告又は入札指名通知書（以下「公告等」という。）で定める提出期限までに、公告等で指定した提出先に提出しなければならない。

（入札書等の受領及び管理等）

第5条 市長は、入札書等を受領したときは、開札まで金庫等で保管しなければならない。

2 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで内封筒を開封しないものとする。

3 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

（入札の辞退）

第6条 入札指名通知を受けた者が、郵便入札において入札を辞退しようとするときは、指定期限までに、辞退届を持参又は郵送により提出しなければならない。

2 前項の場合において、入札書等を郵便により差し出した後に辞退しようとするときは、ただちに辞退届を提出するとともに、差し出した郵便の取戻し手続きを行うものとする。

3 市長が入札書等を受領した後においては、入札を辞退することはできない。

（入札の無効）

第7条 入札執行規程第16条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 第4条第2項に規定する方法以外の方法で提出した入札

(2) 次に掲げる事項に該当する入札書による入札

ア 次に掲げる事項の記載がない又は記載内容に誤りがあるもの

(ア) 工事名又は業務名

(イ) 工事場所又は業務場所

(ウ) 商号又は名称

(エ) 住所

(オ) 代表者名

イ 入札者の押印がないもの

(3) 工事費（業務費）内訳書を提出しない者又は内容が未記入などの不備がある工事費（業務費）内訳書を提出した者がした入札

(4) 商号若しくは名称が記載されず、又は入札者（共同企業体にあつては代表者）の押印の

- ない工事費（業務費）内訳書を提出した者がした入札
- (5) 指定期限を過ぎて到達した入札
  - (6) 入札書等の提出後、開札までに入札条件を満たさなくなったことを届け出た者のした入札
- (開札)

第8条 開札は、公告等に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は公開とする。
- 3 市長は、開札にあたり、入札執行者のほか、立会人として市の職員を2名選任する。
- 4 入札回数は1回とする。
- 5 一般競争入札においては、入札書等の提出をした者が1名の場合でも開札を行う。
- 6 入札執行者は、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上あるときは、別に定める方法により順位を決定するものとする。
- 7 総合評価方式において、開札後総合評価を行った結果、最高の評価値となった者が2者以上ある場合は、別に定める方法により順位を決定するものとする。

(落札)

第9条 入札執行者は、開札後、最低入札価格の入札金額及び入札者名を読み上げ、落札を保留し開札を終了する。ただし、最低の価格をもって入札した者又は総合評価方式において評価値の最も高い者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

- 2 市長は、落札者が決定した場合は、速やかに落札者に電話その他の方法によりその旨を通知する。
- 3 市長は、落札者の決定した工事又は業務について、速やかに入札結果等に関する書類を監理課において閲覧に供するものとする。

(入札の延期又は中止)

第10条 市長は、郵便入札において、事故又は交通遮断等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるときその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は中止することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、入札を延期し、又は中止したときは、速やかに当該入札参加

者に通知しなければならない。

- 3 市長は、入札を延期したときは、受領した入札書等を延期後の開札まで厳重に保管するものとし、入札を中止したときは、不正な行為等により入札を中止した場合を除き、速やかに入札書等を当該入札参加者に返却するものとする。

(費用の負担)

第11条 入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告等を行う入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行し、同日以降に公告等を行う入札から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月30日告示第152号)

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月20日告示第26号)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。